

令和元年度第2回精華町議会政治倫理審査会 会議録要旨

1. 開催日時及び場所

令和2年1月16日（木）午後2時から午後3時27分まで
精華町役場6階 第2委員会室

2. 内容

- ・開会
- ・委員長あいさつ
- ・議長あいさつ
- ・諮問書手交
(議長から経過説明)
- ・議事
政治倫理審査請求書について
その他

3. 公開・非公開の別

公開

傍聴者 10名

4. 会議の概要

○澤田事務局長

失礼します。皆さん、こんにちは。

(こんにちは。)

○澤田事務局長

定刻ちょっと回りましたけれども、ただいまから令和元年度第2回精華町議会政治倫理審査会を開会させていただきます。

本日は大変ご多用の中、本審査会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は事務局長の澤田と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進めてまいりたいというふうに思います。

まず初めに、本審査会の開会に当たりまして、井澤委員長からご挨拶いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○井澤委員長

どうも失礼いたします。皆様、こんにちは。

(こんにちは。)

○井澤委員長

お忙しい中、全員の委員さんが出席ということで会議が開けることは、すごくうれしく思っております。どうもありがとうございます。

昨年末に委員の改選がありまして、第1回目の審査会で委員長というお仕事を拝命いたしました。このたび審査請求が提出されまして、それが受理されたということで、この重責を担うことについて、非常に身が引き締まる思いしております。それは私のみならず、ほかの委員の皆様も、全てそうではないだろうかと思っております。この審査会が公正公平に進めていくことができますように、委員の皆様方のご協力、ご理解を得たいと思いますので、それをお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞこれからも、よろしく願いいたします。

○澤田事務局長

ありがとうございました。

次に、三原議長から挨拶を受けたいというふうに思います。

三原議長、よろしく願います。

○議長

皆さんこんにちは。

(こんにちは。)

○議長

皆様におかれましては、ご多用の中、本審査会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、本審査会は平成25年12月から設置し、この間、何事もなく、任期満了時の改選に対して本審査会の開催を行ってきたところでありますが、しかし、今回、本審査会設置後、初めてであります。審査請求が提出されました。私としても、この間、精華町議会の政治倫理に関する条例に定める目的、議員の責務など個々の委員における意識、認識を個々にお任せしてきたところでございますが、委員の皆様には、本審査請求に対しまして、公正公平な視点によって政治倫理に関する審査、調査などをいただきますようよろしく願い申し上げます。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○澤田事務局長

ありがとうございました。

次に、三原議長から井澤委員長へ諮問ということでさせていただきます。井澤委員長、そして、三原議長、前に移動いただきますように。

○議長
諮問書

令和2年1月16日

精華町議会政治倫理審査会
委員長 井澤孝子様

精華町議会
議長 三原和久

令和元年12月26日付けで政治倫理審査請求があった事案について、精華町議会議員の政治倫理に関する条例第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 審査請求の対象となった議員

宮崎睦子議員

2. 政治倫理審査請求書

別紙のとおり

よろしく願いいたします。

○澤田事務局長

自席にお戻りください。

続きまして、三原議長から、自席にて、本日までの経緯を説明いただきます。三原議長、よろしく願いします。

○議長

よろしいですか。それでは、この間の経過を申し上げます。

まず、令和元年12月18日に政治倫理審査請求書が町民による審査請求として、代表者から、政治倫理基準に違反する行為があるとして、精華町議会議員の政治倫理に関する条例第4条第3号の規定により、議員の一親等内の血族及び配偶者が役員をしている法人、その他の団体及びこれらの者と町との契約に関与しないことに該当するとして提出されました。

そこで、同条例施行規程第2条に基づく審査請求の手続から、同規程第3条による受理等の有無を決定するため、同条第2項による選挙人資格の調査のため、選挙管理委員会に確認を行うため、12月18日付で送付いたしました。

その後、選挙管理委員会委員長から回答が12月23日付で私の手元に来たところがあります。結果は、同条例第12条に規定されます、町民にあつては30人以上の者の連署が必要であるとのことから、当該人数を上回る者の選挙人の資格調査結果でありました。

これらを受け、同条例施行規程第3条第5項の規定により、審査請求代表者に対して、12月26日付で受理した旨を送付通知いたしました。

これらの経過から、本日、本審査会を開催していただくことになり、先ほど申し上げま

した委員長に対して諮問することとなったものであります。

公正公平な視点から政治倫理に関する審査、調査などをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○澤田事務局長

ありがとうございました。

それでは、ここで三原議長はこの会場から退場させていただきます。

それとともに、ここまで、私、進行させていただきましたけれども、本審査会の書記対応ということで、この場ではなく書記対応の席に移動をさせていただきます。よって、この後は、議事といたしまして井澤委員長の進行のもと本審査会の運営をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

○議長

では、よろしくお願いいたします。

(三原和久議長退場)

○井澤委員長

それでは、第2回審査会を開催させていただきますが、冒頭に当たりまして、先ほど、私からも申し上げましたとおり、この会議、5名の定数でありまして、今日は5名全員出席ということで会議は成立しておりますので、その点、よろしくお願いいたします。

それでは進めさせていただきますと思います。

さて、本日は、先ほど議長から、諮問いただきました政治倫理審査請求書について、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これは、精華町議会議員の政治倫理に関する条例第13条第1項の規定により、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否の審査をしなければならないということを受けて、本審査会を開催するものであります。

そのことにおきまして、審査会の公平公正なるお立場で円滑なる審議運営にご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げますと同時に、やはり内容が内容ですので、審議期間中は公私ともに審査会委員というお立場を忘れずに行動していただきたいということも、あわせてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事内容について、進めていきたいと思います。

まず、当該請求書にもお目通しいただいてると思いますけれど、議事の進行ですね、進め方に関して何か委員の皆様から、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。どうでしょうか。田中副委員長どうぞ。

○田中副委員長

はい、よろしいですか。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○田中副委員長

審査請求申し立てをされた人については申し立て書がありますが、申し立て書の内容、その趣旨については、補充的なものがあるのかないのか、あればもう少し詳しいところをお聞きする機会があってもいいのではないかと。こちらからもお尋ねしたいこと、委員の皆さんから、あればそれを聞くということが一つと。あと、いわゆる審査対象議員の言い分と申しますか、弁明と申しますか、こちらもお聞きする必要があるかと思えます。

それと、この条例の規定では、関係資料の提出を求めることができるということも書いてありまして、私の手元にいただいている申し立ての書類とか関係資料からすると、二つほど補充で提出いただくものがあるのではないかなと思っています。

一つ目は、審査対象議員が議会で発言された内容ですね。議事録は見てみたいと思います。それともう一つは、今回、対象になっている行為というのは、この条例第4条第3号、町との契約に関与するということなので、町との契約の内容がどのようなものなのかっていうのを資料としては、これは第三者に対する資料請求というのも規定上、条例上ありますので、関係者から資料提出を求めるということの規定もありますので、ちょっとこの契約がどんなふうになっているのかっていうようなことを、少し資料として、いただければと。私は、それはもう契約内容に関連すると、そこをもう少し具体的に言いますと、当該事業所の代表者と、その審査対象議員とが配偶者の関係にあるということが書いてありますが、それはそれとして、この当該事業所の事業体の内容が少しわかればいいかなというのが一つ。

二つ目は、今回のこの、町が認定した当該事業者になってるんですかね、この当該事業所というのは。町が認定した事業者のみが製品化できるというようなものなので、その商品は。町が認定したというのであれば、認定に至る経緯であるとか認定基準みたいなものがあるのであれば、それも少し見せていただければと思います。具体的に今ちょっと発言が、もう町もこのままでは契約できませんみたいな、審査対象議員からの発言があるというふうな指摘がありましたけど、町との契約内容、今、現在どうなってるのかですね。そこらあたりのところは、資料として見せていただければなと思うんですけど、それ以外に何か審査請求代表者のところからあるのであれば、ちょっとそういったものを。

○清水委員

今、何条のところですか。

○田中副委員長

条例でいうと、13条の規定で、先ほど委員長が言われましたけど、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否を審査しなければならないという規定がありまして、その存否の審査のために何ができるんかっていうようなことが書いてあると。審査を行うためには、これを見たら、双方の言い分を聞かないと、どっちにしてもね。

○井澤委員長

そうですね。

とりあえず今、私たちの手元に出されてきた資料というのが、先ほど手渡していただきました写しとして、審査請求代表者から出された請求書と、それに付随する資料だけなわけですね。ですから、何か結論を出そうと思いましたら、当然ながら双方の資料なり、言い分なりを聞かないことにはわからないということですね。そのために、今ざっと読んでいただいた中で、田中副委員長さんから出てきたものとしては、審査対象議員の議事録とか、それから当該事業所との契約の経緯であるとか、事業体の内容であるとか、それから、現在の町との契約の状況であるとか、そういうふうなところを示すような資料とか、あるいは本人さんからの話を聞かないことには、わからないわけですね。そして、ここで何か質問を出して、それが私たちとしては全然同じような立場でもあるわけですから、ここで話を出しただけでは、ちょっとわかりませんので、それを審議するために必要な何かほかの資料、こういうものを出してほしいとか、こういうことをお聞きしたいとか、というようなことがあれば、今、ここで出していただけたらと思っています。

本日としては、そういうようなことを確認し合った上で、次の段階として、それに基づいて、双方の方からの直接、話とか意見とかを聞かせていただいたらいいのではないかなと。流れとしては、そんな感じかなとは思っておりますけれど、いかがでしょうか。

そして、今、田中副委員長さんから出てきた資料のほかに、あるいは、田中副委員長さんから、もし、漏れ落ちとかがあれば、言っていただくとか、他の委員さんからも、何かこれを読んでいただいた上で、ちょっとこの辺がわからないから、こういうものを出していただきたいと、言うようなものがあれば申しただいて。はい。

○中村委員

町との契約に関与することについてですが、平成25年に、この条例が制定された時、当然議会でも議論されたと思いますけれども、議員の一親等以内の血族及び配偶者が役員をしている云々という、ここら辺のところ、その平成25年にどのように審議されておられたかということの議事録があれば、ここを確認して、どういう契約内容であれば違反してるのか、初めは三親等以内までということが変更になって一親等になったということですが、ここら辺のことをかなり詳しく議論されていると思いますので、その議事録を、資料請求したいと思います。

○井澤委員長

わかりました。裏を返せばと言ったらおかしいですけど、やっぱり何か必要があってこういう条例が出てきたということも考えられるわけですから、そこら辺の、そこに至る経緯ですね、今回のことではなくて。

○中村委員

ではなくて。平成25年の時点では三親等以内とか、今の制定よりも、きつい目のことを制定しようということで議論をされておられましたが、一親等以内ということにトーン

ダウンをされていますので、そこら辺のことが詳しく議論されておられると思います。その議論の内容を知るため、資料要求をお願いします。

○井澤委員長

ほかに何か。はい。

○石本委員

たくさん資料つけていただいているんですが、ネットの情報とかお写真とか。これを見ながら、この人が議員さんなのか、とか推測しながら、今回その条例に抵触するのとことと、結びつけながら考えているんですけれども、もう少し端的に、簡潔に、こうだから、ここがこの条例のこの条項に抵触するっていうふうにまとめていただく。

○井澤委員長

審査請求代表者の方から。

○石本委員

そうです。ちょっと、私たちが推測で物を判断しなければならないようになってるところもあると思うんで、それに対して、審査対象議員もそれに対して、十分な意見も言いたいと思うんですけど、もうちょっと、精査していただきたいと思いました。この情報を何のためにつけているのかと、言うような。まあ十分推測は、できるんですけれども。

○井澤委員長

けれど、その時に例えば個々の解釈の仕方というのが違ってくると、また違ってきますよね、推測になってくると。

○石本委員

何か資料がたくさん、つけてもらってるところで、今日、初めてわかったんですけど、このお写真の人がこの議員さんよとか教えてもらったりしたんですけど、一緒に写ってる写真があるんやとか、何のためにそれをつけたのかとか、京町セイカちゃんのふるさと納税の関係、それにそういうことが抵触するっていうことを言いたいんだと思うんですけど、そのための資料でいいんですけど、もうちょっと誰が聞いても短い言葉でわかりやすく、変な推測が入らないような感じのものに、まとめていただけたら、もっとわかりやすいかなと思います。

○井澤委員長

どうぞ。

○田中副委員長

今の点、委員、言われてる点は、恐らくは審査対象議員の側から言われるべきことではないのかなと思うんですね。かみ合わないだめなので、わかる資料、こちらのほうで客観的に存在する資料で、こういうようなものを出していただきっていうのは、我々が言いやすいことだと思うんですけど、申し立てをされてる人に申し立ての趣旨を、もう少し明確にしてくださいって言うたらいいんでしょうけど……。

○石本委員

あのね、例えば、このいろいろ商品も作ってるわけで、これをこの当該事業所が作って、それが配偶者の方で、そういうふるさと納税のことを一生懸命取り組むっていうこと自体が抵触するんやとか、というようなことに解釈してしまってるんですけど、それでいいのかどうか。

○田中副委員長

それは、申し立て書の2枚目の具体的な内容ですか、本文の具体的な内容ですね。

○石本委員

だから、「よって」っていうところですよ。どこが条例に抵触すると思われますか。

○田中副委員長

そうそう、2枚目の「よって」いうところ。その②のどこなんだと思うんですよ。まさに、これだと思うんですね。何を議会で言ったのかと、審査対象議員が、どんな圧力をかけたのかと。そんなところになるので……。

○石本委員

そうそう、そこら辺ですよ、はい。議事録っていうことですよ。

○田中副委員長

議事録ですね。

○石本委員

そうですね、はい。

○田中副委員長

審査請求代表者が、言われたいのは、これなんだろうと思いますけど、推測するには、ここだと思いますよ。

○石本委員

そのために、いっぱいこのような情報をつけていただいたっていうことですかね。

○田中副委員長

じゃないですかね、そこら辺のところは、ちょっとわかりませんね、確かに。言いたいことの、その言いたい主張の趣旨を裏づける資料として、ほんとの的確なのかと言われると、それは我々が評価するっていうことだと思うんです、そこは。

○石本委員

はい。

○井澤委員長

そしたら、今の石本委員さんのお話は、先ほど田中副委員長から出された、こういう資料請求という中に含ませていただいてもいいということですか。議事録を出していただいた上で、私たちとしてはそこを判断するということで。

○石本委員

そうですね。

○田中副委員長

まずは、そうですね、そうしたらどうでしょうか。直接、審査請求代表者から事情も聞いてというような。

○井澤委員長

ほかに、こういった資料とか、今のようなご意見を出していただいたら、そしたら、こういうような資料が必要なのではないかということにも、つながっていきますので、ご意見も出していただいたら。やっぱり、そんなに長くかかる、集まっていた段階でいろんなことをやって、後から、これもあったということでは、ちょっと大変だと思いますので、今、この場でいろいろ思っておられることを、出していただいたらと思いますけど。

○清水委員

この②の12月6日のことなんですけど、もうちょっとこれを具体的にいろいろと書いていただくと、どうかなと思います。

○井澤委員長

ここの議事録ということですか。

○清水委員

はい。

○井澤委員長

ここに、つけていただいていますよね、議事録をちょっと。26か27。このほかに、ということですね。「京町セイカのふるさと納税頑張ります！大作戦」についてという、審査対象議員の質問をつけていただいていますけれど。

○田中副委員長

ああ、これね、はい。

これ何か質問事項で事前通告か何かのためですか。ああ、その議会の。

○井澤委員長

その時の議事録ではない。出されたものということ。

○田中副委員長

でしょうね。質問要旨、こんな質問しますよ、みたいなことじゃないんでしょうかね。

○井澤委員長

そしたら、ここに出ているものを、出していただくということですね。

○田中副委員長

議事録があるのではないかなと、思いますけど。

○井澤委員長

そのほかに何かございますか。

○石本委員

審査対象議員からも何かこう。

○田中副委員長

出すんだったら、いいかなと思うんですけども、書面か何か、反論みたいなもの。

○石本委員

ですね。

○田中副委員長

ええ。それをしたらどうかなと、私は思ってますけど、そうすると、やっぱり、かみ合うと思うんですけど。

○石本委員

うん、だから、どこが解釈の違いなのかって言う。

それを客観的に見て、どう捉えるか。

○田中副委員長

まずは出されているので、これに対して審査対象議員が、どういう反論をされるのか。

この関係資料、どういう意味があるのかみたいなのが……。

○石本委員

ですよ。

○田中副委員長

出てきたら、もう一回、そしたら審査請求代表者から再反論みたいなものを、してもらって、かみ合っている姿を我々を見るんじゃないんでしょうかね。

○石本委員

うん、そうですね。

○田中副委員長

ねえ、それが一番。一応そういうのを出してもらって、あと、事情聴取っていうか口頭で補充してもらおうとか、さらに我々が聞きたいことを、その場でご本人から聞いてみるとかっていうふうな進行でいいんじゃないでしょうか。

○井澤委員長

今、現在は、客観的なものとしては、一つ目が、中村委員からありました、平成25年、この審議会の条例ができ上がった時の経緯に至る議事録が一つですね。それから二つ目、議事録としては、ここにある申請書に上げられている根拠となるような審査対象議員の議事録ですね。それから、そのほかには当該事業所との契約、このところにも契約されたような中身が資料として上げられていますので、そこに至った経緯のような内容ですね。それから、ふるさと納税とのつながりみたいなこと。それから、現在、町との契約はどうなっているのかというふうなことですね。そこら辺が、私たちがこういうふうな資料を受け取った中で疑問というのか、もうちょっと知らせてほしいと、思うんですけど。

それと、もう一つは、これを受けて、審査対象議員からの申し立て書、言い分というん

ですか。（「反論」と呼ぶ者あり）反論ですか、そういうものを文章として、したためていただいた書類ですね。資料ですね。今のところ、皆さん方の中から出てきている資料というのは、それぐらいなんじゃないかなと思ってるんですけど、何か漏れ落ちとかあったら。あるいは、そのほかに、例えば審査請求代表者に対して何か、もうちょっと付け加えていただくようなことがあるかとか。どうでしょうか。このような資料を受けた上で、今度は、本人さんに来ていただいて、それに補足するようなこと、あるいは、私たちが直接お聞きしたいことを聞くというふうな場を、設けていただく。そして、双方の言い分を聞いた上で、私たちが判断するという。先ほども申し上げたとおり、流れとしては、そのようになるのかなと思いますけれども、いかがですか。ほかに何か。

○石本委員

すみません。

○井澤委員長

どうぞ。

○石本委員

条例、4条の3で、契約に関与しないことって、どこを越えたら契約に関与してることになるかっていうことですよね。そこら辺が、すごく解釈の仕方になるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺が。

○井澤委員長

それと、ホームページか何かの資料ですよ。

○石本委員

そうですね。

○井澤委員長

そういうことを含めて鑑みて、こういうことに抵触しているのではないかと、いうことですね。だから、それが……。

○石本委員

配偶者やったら、そのことを知っているとか知らないとか、全く関与しない、何というかな、その点が、ちょっとね。

○田中副委員長

そうなんです。中村委員さん言われたのが、私も、そうだなと思うんですけど、この条例が制定された時の議会でどんな議論がされたのかと。

○中村委員

そうですね。

○石本委員

そうですね。

○田中副委員長

どんな、もうこの立法趣旨ですね、要するに。ここら辺、もし何か出てくるんだったら。

○石本委員

極端に言ったら、ここの一親等内の血族とか配偶者がいるところは、もう町とはかかわり合うことは、しないでくださいって、いうんだったら、なぜ、そこまで言うのかというところですね。

○田中副委員長

ですね。

○石本委員

でも、そうすると、実際契約している、ほかのところとかもなってきたりしますよね。

○井澤委員長

そういう方は恐らく議員さんには、なれないみたいなこと。

○石本委員

そうです。

○田中副委員長

そうそう、一切、町とは契約できないとか、親族が何か事業しているとか。

○石本委員

親族が事業していたら、実際に入札とかで参加されているようなところとか。

○井澤委員長

そういうことで、関与しないことという言葉の定義も審査請求代表者からは、つけていただいているわけですけど。

○田中委員

手元の中に、何ていうんですか、和水町議会議員の。

○井澤委員長

はい、ありますね。

○田中副委員長

どこの町かちょっとわかりませんが、参考資料に。

○井澤委員長

資料として、つけていただいている。

○田中委員

ついていますよね。この資料の5条は、一切だめです、これは。

○石本委員

これですか。

○田中副委員長

はい、5条、辞退をなさいと、書いてあります。

○石本委員

でも、努めなければならないという表現じゃないですか、これは。

○田中副委員長

もちろん努めなきゃならない。努力義務ですけど。だけど、この条例であれば、できないでしょう、実際、辞退せんとしようがないんじゃないですか、これって。努めなければならないだけ。

○石本委員

だから、できませんって書いてあるんじゃないから、努めなければならないから。

○田中副委員長

そうそう、だったら、すべてが、これと同様かという、そうではないと思うんですけど。関与ですね、関与。

○井澤委員長

そこら辺の、言ったら、ちょっとグレーゾーンみたいなところを、いかにはっきりとさせていくかっていうふうなことで、先ほど言っていたような資料を、やっぱり私たちが精査するっていうことじゃないかなと思う。

○石本委員

これまでの経緯ですよ。

○井澤委員長

思うんですけど。

ほかにやっぱりできるだけ、あいまいなところを少なくしていくために、必要なものというのがありましたら、やっぱり多ければ多いほど、逆にそれが大変なことになるというか、解釈が広がっていく可能性も出てくるかわかりませんが、やっぱりそうじゃなくて、そういうふうなものを、はっきりさせると基本線が決まってくるんじゃないかなと、いうことは思うんですけども、だから、そのために何かほかにもありましたら、こういうふうなものということで出していただいたらありがたいと、思いますけど。どうでしょうか。

先ほど申し上げたように、皆様方から出てきたような資料を出していただくということでもよろしいですか。そしたら、審査請求代表者に関しての再度何か資料提供というのはよろしいんですか。この石本委員の……。はい。

○中村委員

第4条第3号ですか、議員の一親等以内の血族及び配偶者ということですが、これは結局、これ以外やったら良いということ。この審査対象議員と当該事業所の代表者が、夫婦ということであるから問題になっているわけですよ。しかし、これはご夫婦ということですけど、我々が単純に見たら、名字が違っていたら、これは夫婦ではないと思ってしまう。よって、本当に夫婦かどうかということを確認する必要があるのではなからうかと思えます。どうでしょうか。

○井澤委員長

何に載ってるかな。

○田中副委員長

ないですね、根拠資料は、確かに。

○井澤委員長

その根拠資料。

○田中副委員長

配偶者なんですかね。

○中村委員

これが他人やったら、もう問題ないわけですからね。

○田中副委員長

ですよ、はい。

○中村委員

第三者だったら。だから、その点、確認する必要がある。

○田中副委員長

我々にはわかりませんね。

○中村委員

我々には、わかりませんがね。

○田中副委員長

我々にはわからない、配偶者なのかどうか。

○井澤委員長

審査請求代表者の資料の中には一緒に写っている写真であるとか、それと住所と一緒になっていたりとか、いうふうなことは書かれてはいるけれど。

○田中副委員長

戸籍ですか、そしたら。

○中村委員

何か推測みたいな感じですかね。

○田中副委員長

審査請求代表者の書面の具体的な内容の①のところにはそう書いてあるんですけど。

○井澤委員長

そうです。所在地、電話番号が同一であり、議会でも認識されているということですよ。それと、写っている写真が添付されているということですよ。

○田中副委員長

確かにはっきりしてない。否定されないのかな。

○井澤委員長

それはどうなのでしょう。

○田中副委員長

審査対象議員からは、何か出てましたっけ、ああ、これか。審査対象議員は否定はされてないんでしょうね。それもわからないですか。

○井澤委員長

それもわからない。

○田中副委員長

何か認めるのか認めないのかいうところなんじゃないですか。

○中村委員

そうですね。

○田中副委員長

書面で何か反論を書いてもらう時にそれちょっと書いてもらいましょうか、認否というか。

○井澤委員長

そういう文言を入れていただくということですね。

○田中副委員長

そうですね、一親等内の血族、配偶者に該当するかどうか、自分が。そこの回答はもらいましょう。

○井澤委員長

でも、これ一番何か、根本ですよ。

○田中副委員長

根本ですよ。

○井澤委員長

これが夫婦でなければ、必要のないことになってしまう。

○田中副委員長

よく考えたら、これが根本ですね。

○井澤委員長

ほかにどうですか、何か。

そしたら、今の……。

○石本委員

すみません。

○井澤委員長

はい、どうぞ。

○石本委員

審査請求代表者が出されている中で、この和水町の条例を出されているのは、これと精華町と比較してると思うんですけど、さっきの4条の3号のところ、契約に関与しない

というところを和水町のほうが、これ5条でもうちょっと明確に書いてるのかな。ただ、表現が「努めなければならない」って書いてあるんですけど、内容的には詳しく書いてると思うんですね。そう比較して、これからのこともあると思うんですけど、ここの条例を判断に苦しまなくてもいいような感じにしていってもら。だから、そういう意味ですよねっていうことも聞きたいし、和水町をつけて比較してっていうことは、私がさっき、つけてる資料についての説明をもうちょっとしてほしいって言ったのは、それをわかりやすく文章で、こういうのを、ネットの情報をつけたのはこういう意味で、写真をつけたのは、ご夫婦として、いつも、こういう感じで活動されていて、ふるさと納税の対象になっているものを一緒に売ってるみたいな、そういう意味で写真をつけておられるのかなと思うんですけど。

○井澤委員長

ああ、そうか、そこが私たちが推測せざるを得ないということですよ。

○石本委員

そうです、そういう意味で申し上げたんですけど、このキャラクターのこととか、ふるさと納税のことを一生懸命に議会で発表されているわけじゃないですか。それは全体のことを考えたら当然正しい方向だと思うんですけど、そこにプライベートなことが関与してきて、そのためにやってるんじゃないかっていうふうにも思うとか、そこら辺を、もうちょっと。何にも知らない私たちに、もうちょっとかみ砕いて伝わるような。まとめはしてくれてるんですけど、ここの条例のこういうふうな解釈になっちゃうよかっていうふうな文章で、まとめはしてくれてるんですけど、こんな写真でこう見えるし、こう発言して、一生懸命セイカちゃん利用してやっててとか、資料との関連でイメージできるような感じで、ちょっとまとめていただけたら、もっとうれしいなど。もちろんこの中で私たちが判断せなあかんとは、思うんですけど。

○井澤委員長

そしたら、先ほどは審査請求代表者に関して何か、来ていただいて、口で補足するというもの以外は、これで判断しようかみたいな、それ以上に請求するようなものはないというふうなことでは、ありましたけれど、そうではなくて、やっぱり、もうちょっと意図みたいなものですよ。

○石本委員

だから、どう表現していいんか、私も、ちょっと今、これ見てるだけでわからないんですけど、ここの写真はそのためにつけたんやでとか、そんな説明があったら、わかりやすい。

○井澤委員長

そういうことですね。

○田中副委員長

ですね、資料の説明ね。

○井澤委員長

そういう何か資料みたいなものを、再度、提出していただくということですね。

○石本委員

口頭で説明して……。

○井澤委員長

その時でもいいわけですか。

○石本委員

この写真見たらわかるように、という感じで、ああ、そうなんですねっていうふうに。

この方が対象の方なんですよ、とかいうふうに、これを見ただけで、私は何でこのような資料をつけているのか、一瞬思ったんですけど。そういう意味なのかと思ったんですけど。こうやって……。

○井澤委員長

だから、そのよその町のそういうものも出して、こられた意図っていうのが、やっぱりもうその推測するわけですね。

○石本委員

あると思うんですよ。

○井澤委員長

あそこのところは、精華町とは、こんなところが違うんだよと、というようなことを自分たちで判断せよみたいな思惑があるという感じでしかとられない。

○石本委員

多分その判断は正しいと思うんですけど、判断させていただいている内容は。それで、特にこの最後のほうの写真とかですよ。もしこの写真が当事者さんののであれば、うんってなるじゃないですか。これを売ってるのであれば、これ、ふるさと納税の関係の返礼品なんですよ。それをもっとするためって解釈できるでしょうって、出された人から、うん、言ってもらったら。

○田中副委員長

これ誰なんですか。

○石本委員

わからないですけど、推測ですけど。

○田中副委員長

わかりませんもんね。説明してほしいですよ。資料の説明が欲しいですね。

○石本委員

うん、カップルで写ってるっていうことは、そういうことなんかだと、勝手に推測します。

- 井澤委員長
そしたら、文書でその意図を……。
- 石本委員
口頭でもいいとは。
- 井澤委員長
口頭で、もし、来ていただいた……。
- 石本委員
いや、それは皆さんどう思われるかですけど。
- 井澤委員長
石本委員さんとしてはそれ……。
- 石本委員
これを説明してもらったら、出されたのを、ああ、そうなんですねって、わかりましたって感じで。
- 田中委員
簡単でいいから出してもらいましょうか、書面で。もう一度、お願いしましょうか。
- 井澤委員長
はい。
- 田中副委員長
添付されている資料の説明をしていただく。
- 井澤委員長
していただく。
- 田中副委員長
書面でもしていただく。
- 井澤委員長
書面でということですか。
- 田中副委員長
どうします、どちらでもいいですけど、それは。
- 井澤委員長
判断に時間がかかるのであれば、書面でしていただいたほうが良いと思うんですけど、その時にある程度、審査請求代表者の思いとか、すぐに通じ合うようであれば、もうその場ででもいいかなと、いう気もするんですけど、どうでしょうか。
- 石本委員
文章って難しいですからね。あえて文章……。
- 井澤委員長
それをまた推測するようなことになっても、また何か。

○石本委員

その場でいいんじゃないでしょうか。

○清水委員

今度、質問があった時に、そういうようなこともずっと解決していったら、今ここでいろいろ調べてたら、次また。

○石本委員

うん、そうですね。

○井澤委員長

もう本当に推測でしかないですね。だから、そのために、こちらのそういう思いみたいなものを伝えて書いてもらうか、そうか、その場で出していただくかということですね。

○清水委員

ほとんど、その場でいろいろ解決できるのではと思ったりしますよね。

○田中副委員長

その場で足りるかな。その場でお聞きしても足りるかなと思って。

○井澤委員長

それを受けて、私たちが、あと判断していくことになると思うので、その場で判断するわけではないので、そここのところ疑問点なりが解決できたら、まあいいかなという感じもしますけれど。

今の審査請求代表者に対して、この資料をいただいた上でのことに関しては、それよろしいですか。双方からお話を聞く機会を持った上で、その時に私たちから、そういう、いろんな疑問とか何かあればお聞きするという。

○田中副委員長

そうですね。

○井澤委員長

ほかに何かございますか。

そうしましたら、流れとしては、先ほどから出てますように、双方からの何かご意見を聞く機会を持つということですね。それまでに私たちの何か、もうちょっと理解を深めるために資料として提出していただくということですが、やっぱり、もう一度整理させていただきますと、審査請求代表者、あるいは審査対象議員に、関係なくお願いしたいのは、平成25年の審議、この条例ができた時の議事録ですね、それが1点。それから同じく議事録として、審査対象議員の発言に対する議事録ですね。それから、そのほかに関しましては、町と当該事業所の契約内容と、事業体の内容ですね。それから、町がふるさと納税の対象のものに認定した経緯、ここら辺の資料。それから現在の町との契約が、どうなっているのかということですね。それからもう一つが、最後のほうに出てきました、中村委員さんからの、ここに出ている、姓が違うわけですから、それに対する関係の根拠ですね、

根拠資料、それは審査対象議員の言い分の中に入れて、いただいてもいいということですね。あるいは、何か別に資料みたいなものを、いただくことですか、どうでしょうか。先ほど、田中副委員長からは、審査対象議員からの言い分の中に、そういうふうなことを入れていただくように要請するということでした。それでよろしいですか。

○田中副委員長

いいんじゃないですか、戸籍謄本、出してくださいっていうのもね。簡単にこちらのほうで資料取り寄せるわけにはいかないし。スタートはそこなんで、確認はしたいですね、確かに、配偶者かどうかっていうのを。

争いにならないということにしといてもらわないと、そこは。

○井澤委員長

同じことの繰り返しをずっとしてはいますけれど、ちょっと増えた部分もありますけれど、そんな感じでよろしいですか。

○田中副委員長

そんな感じで、はい。

○石本委員

はい。

○井澤委員長

そしたら、議会事務局のほうに議事録とかお願いするんですかね。

○田中副委員長

そうなんでしょうね。

○井澤委員長

それでよろしいですか。

○中村委員

そうですね、平成25年に議会で審議されて制定されておられますので、当然議会事務局にはありますよね。それはお願いしたら必ず提出していただけたと思います。

○井澤委員長

それでよろしいですか。

○中村委員

はい。

○井澤委員長

それと、先ほどの、議事録に関しましてはそういうことですね。事務局のほうにお願いするということ。

あと、町と当該事業所の契約内容であるとか、事業体の内容とか、町が認定した経緯であるとか、そういうふうなことに关しては、どうなんでしょう。それも議事録の中に入っている。

○田中副委員長

町が持っているんですよ。町にあるんでしょう、この資料は。

○中村委員

契約内容としては、当然、町のどこの課か、わかりませんが、調達してる課と、この当該事業所の代表者とが契約してますから、それも依頼して、言えば、100%出してもらえるかどうかかわからないけど、出してもらえるとしますけどもね。委員長の名で依頼されて。

○田中副委員長

私が作成しますので、副委員長のほうで、はい。

○石本委員

そしたら、いいですか。その契約されている当該事業所は、法人でしたっけ。

○田中副委員長

法人ですか。

○井澤委員長

法人と思いますけどね。

○石本委員

多分、法人の、例えば役員とか、そういうふうな。

○井澤委員長

だから、その事業体の内容ですね。

○田中副委員長

事業体の内容ね。

○石本委員

はい、そういうことですね。そういう意味で、法人の登記簿とかそういうふうな、ここについているのであれば。

役員とかに、もし名前があったらですよ。

○井澤委員長

そうです。

○石本委員

関与していることになるのでは、わかりませんが。

○井澤委員長

出てきた上での判断ですね。

現在、町との契約はどうなってるのかというのは、また町のほうにお願いできると思いますけども。

○井澤委員長

それだけでしたね。それからあと、審査対象議員、審査請求代表者に対して、異議申し

立て、反論っていうのを、依頼文書をお願いできますか。

○田中副委員長

はい。

○井澤委員長

すみませんが、田中副委員長から、していただくということ。その中に、先ほど配偶者なのかどうかの関係性みたいなものを、書いていただくということを入れておいていただけたらと思います。

出していただく資料として、そんな程度でよろしいですか。

そしたら、それを受けて双方の意見を述べていただいて、それからまた、そういうようなものを総合的に見て、私たちがまた審議するということになっていくわけですね。

それでは、次に、今後のスケジュールに関してなんですけど、今後どうさせていただくことがいいのか。

○田中副委員長

どうでしょう。

○井澤委員長

次、それを受けて、時間が少しありますよね。

○田中副委員長

かかりますね。

○井澤委員長

来ていただくためには、双方の方に連絡した上で、日程決めていかなければなりませんよね。それと、私たちのスケジュールですね。

○田中副委員長

まずは、関係資料を提出していただいた、タイミングで皆さん集まって、確認しながらということになるんですかね。それが1回。それを踏まえた上で、当事者の人に来てもらう。

○井澤委員長

来ていただく。

○清水委員

ある程度、資料集めとか、いろいろあるから、その期間は1カ月か、2カ月くらいかかる。

○田中副委員長

どのくらいかかるんですかね。

○清水委員

どのくらいかかるか。

○田中副委員長

わかりませんね。これだけの資料を出してくださいって言ったら。

○清水委員

事務局でいろいろ、その辺は図ってもらえるのか。

○井澤委員長

事務局にですけど、お願いするのね。資料をどれぐらい。

○中村委員

町関係の資料でしたら。

○井澤委員長

すぐ出ますか。

○中村委員

それはやっぱり公開とか、いろんな手続があると思いますけどね、町は町でね。すぐには出ないと思いますけど、1週間ぐらいで出るのではと、思いますけどね。

○井澤委員長

そしたら、あとは審査対象議員の反論待ちって感じですか。その文書を出していただくということですね。

○田中副委員長

資料と反論、出た段階で我々に返してもらって、その次には、直接、当事者双方から話を聞かせてもらって、最終諮問に対する回答を作るための議論を、また1回か2回できればと、考えますが。

○中村委員

大体5回ぐらいですか。

○石本委員

3回。

○田中副委員長

3回。

○石本委員

そうですね。

○井澤委員長

あと最低3回。ある程度、もうできたら早くやっていただきたいということで、今日は、比較的短い時間の中で、お互いの調整で図れましたが、時間はどうですか、皆さん、お忙しい方が多いと思うんですけど。

○田中副委員長

資料がそろっただけの時間的余裕をある程度、見とく必要があるのと、2回目とか、次の会の日程を、決めたらどうですか。

○清水委員

どのぐらいかかるんですかね。

○井澤委員長

そっちに聞いていいんですかね。特に議会事務局のほうの、議事録とかに関しまして。

○澤田事務局長

はい、議事録は、目ぼしいところは25年とかおっしゃっていただいていますんで、その辺はちょっと月なり見ながら確認はさせていただきます。

○井澤委員長

どれぐらいの期間でそれは見ていただくことができますか。

○澤田事務局長

多分1週間はかからないと。

○井澤委員長

1週間。

○澤田事務局長

いや、1週間もかからないです。

○井澤委員長

かからない。

○澤田事務局長

はい。

○井澤委員長

あとは審査対象議員ですね。

○田中副委員長

それも、あまりかからないでしょう。一応、審議日を。

○井澤委員長

そしたら、大変やとは思いますが、もう1週間後ぐらいで想定するってということですか。

○清水委員

1週間後ですか。

○井澤委員長

皆さん、どうですか。

○石本委員

ちょっと待ってください。

○田中副委員長

1週間後、ちょっと依頼文書も作成し、正式な手続での話やと思いますので。

○石本委員

田中副委員長は大丈夫ですか。1週間とかでは絶対無理やと思いますけど。

○田中副委員長

初めの、2月の4日とか、5日とかね。

○井澤委員長

そうですね、はい。決めさせてもらっていいですね、事務局。

○澤田事務局長

はい。

○田中副委員長

4日か。

○井澤委員長

4日。

○中村委員

私、4日、あいています。

○井澤委員長

4日かどうか。

○石本委員

私も4日で決めていただいたほうが。

○井澤委員長

同じく2時ぐらいでいいですか。

○田中副委員長

はい、いいです。

○清水委員

いいです。

○井澤委員長

そしたら、場所のほうの設定とか。

一つなんですけど、今回、見ていただいたらわかるとおり、傍聴の方が、お見えになって、公開ということでホームページに上げていただいて、原則こういう会議は公開ということなんですけれど、ちょっと事が複雑になってくると、皆さん方の中で、私を除いて賛成していただく方が多くあれば、非公開ということも可能になってくるんですけれど、そこら辺はどうですか。そういうことも、あわせて、決めていただいたら。特に、今回、次回に関しては、また同じように公開していくということであれば、会場の設営からも、このような形式でどうでしょうか。

○中村委員

特に支障はないと思います。公開しても。

○井澤委員長

どうですか。

○田中副委員長

原則公開なので、原則公開のスタンスとして、ここからは非公開というのもあり得るわけでしょう。

○井澤委員長

そうです。会議の中でもそういうことも可能になってきますしね。

○田中副委員長

基本公開でいいんじゃないかと思います。

○井澤委員長

そしたら、4日の2時からということで、またお願いできますか。（「はい」と呼ぶ者あり）済みません。そしたら、また文書を出させていただきます。それまでに、お手元に資料が届くようにということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）済みませんが、よろしくお願ひしたいと思います。火曜日ですね。

そしたら、もう一度確認させていただくと、先ほど申し上げたとおり、議事録2点ですね、平成25年のこの条例ができた時の審議の議事録と、それから、ここの審査対象議員の発言等に対する議事録ですね。それから、町と当該事業所の契約内容と、町が認定した経緯ですね。それから、現在の町との契約、それから事業体の内容ですね。それから、田中副委員長さんにお世話になりますけれど、審査対象議員の反論に対して、要請書を書いていただくことと、それを受けて反論を文書でいただくということ。その中には、審査対象議員と当該事業所の代表者との関係も明言していただくということですね、どうなっているのかということをおね。それを踏まえて、文書をもう一度精査するという。それを受けて、今度は、本人さんたちに来ていただいて、それぞれの言い分を口頭でお願いするという。そして、最後は私たちが話し合いを行い、結論を出すということですね。そういうふうな流れで、よろしくお願ひしたいと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○田中副委員長

そしたら、当事者の人に来ていただく日も、予定の確保をしたらどうですか。

○井澤委員長

決めときますか、その時に言っただ方がいいですね。どちらも、ここだけじゃなくって、当事者の方たちも当然お忙しいですしね。

○田中副委員長

2月4日の次ですね、これは。

○井澤委員長

はい。

19日ということで、よろしいですか。

○中村委員

はい、大丈夫です。

○石本委員

午後ですか。

○井澤委員長

はい、午後です。

○田中副委員長

2時から。

○石本委員

2時から、はい。

○井澤委員長

ただ、これも相手さんのあることですので、ちょっと時間、それで前後する可能性もあるということですね、承知しておいていただけたらと思います。

最後は私たちですし、これも余り長くなるというよりは。

○田中副委員長

そうですね。

○井澤委員長

今、決めておきますか。

○石本委員

もうそこまでに、しておいてほしいです。

○井澤委員長

わかりました。それでは、お願いできますか、事務局のほうで。

○澤田事務局長

19日ですね。

○井澤委員長

19日。ただ、私たちだけではないので、時間的には、本当に、その日にもできるかどうか、ちょっと相手の方のお話を聞かなければわかりませんが、とりあえず19日、幅広い時間帯をとっておいていただいて、双方のスケジュールを合わせていただくということをお願いしたいと思います。

そうしましたら、とりあえずは、次回資料が届いて、目を通していただいて、集まっていたのが2月4日、火曜日の午後2時からで、原則公開ということで、また町議会のホームページに載せていただくと、ということですね。私たちに対しても、案内を出させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

そしたら、ほかに何かありますか。

なければ、終了させていただいて、よろしいでしょうか。

それでは、どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。心引き締めてやら

せていただきたいと思いますので、今後とも皆様のご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうも本日は、ありがとうございます。

※以後、審査請求代表者と審査対象議員に調整した結果、2月4日に双方とも、本審査会に出席いただき、発言いただくこと了承済であります。